

資料25 市町村別水洗化事業着手状況（18年3月末現在）

[供用, 実施, ()は箇所数]

市町村名	下水道				農業集落排水	漁業集落排水	コミュニティプラント	浄化槽	その他
	流域関連		単独						
	公共下水道	特環下水道	公共下水道	特環下水道					
京都市	(2)		(4)	(1)	(1)			(813)	
福知山市			(1)	(3)	(20)			(1,140)	(1)「簡」
舞鶴市			(2)	(3)	(7)	(3)		(949)	
綾部市			(2)		(8)		(1)	(1,794)	
宇治市	(1)		(1)				(1)	(665)	
宮津市	(1)							(229)	
亀岡市			(1)	(1)	(7)		(1)	(242)	
城陽市	(1)							(123)	
向日市	(1)								
長岡京市	(1)								
八幡市	(1)		[2]						
京田辺市	(1)				(3)				
京丹後市			(2)	(4)	(7)	(1)		(1,532)	
南丹市	(2)			(5)	(19)			(961)	(2)「林」
市計(京都市を除く)	(9)		(11)	(16)	(72)	(4)	(3)	(7,635)	
大山崎町	(1)								
久御山町	(1)		[1]						
井手町	(1)								
宇治田原町			(1)					(260)	
山城町	(1)							(21)	
木津町	(1)								
加茂町			(1)					(230)	
笠置町								(126)	
和束町				(1)				(164)	
精華町	(1)								
南山城村								(167)	
京丹波町				(4)	(16)			(1,169)	(1)「簡」 (2)「林」
伊根町						(3)		(56)	
与謝野町	(1)	(2)			(1)			(76)	
町村計	(7)	(2)	(3)	(5)	(17)	(3)	(0)	(2,269)	
着手市町村数(箇所数)	16(18)	1(2)	11(18)	8(22)	10(89)	3(7)	3(3)	19(10,717)	3(6)
供用開始市町村数(箇所数)	16(18)	1(2)	11(17)	8(22)	10(83)	3(6)	3(3)	19(10,717)	3(6)

注1) 単独公共下水道の[]の箇所は他市町の処理場へ流入するものである。

2) 浄化槽は「浄化槽整備事業」の実施市町村(国庫補助金(交付金)対象基数の累計)である。

3) その他の欄の「林」は林業集落排水事業、「簡」は山村振興等農林漁業特別対策事業を表す。

4) 毎々の事業箇所が複数の場合、1ヶ所でも供用されていれば の表示とした。